

近江八幡市告示第 2 8 7 号

近江八幡市建築計画概要書等の閲覧に関する規程を次のように定める。

平成 2 2 年 3 月 2 1 日

近江八幡市長職務執行者 富士谷 英正

近江八幡市建築計画概要書等の閲覧に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 1 条の 4 第 1 項に規定する書類（以下「書類」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第 2 条 書類の閲覧場所（以下「閲覧所」という。）は、建築指導所管課とする。

(閲覧時間)

第 3 条 書類の閲覧時間は、月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 0 時まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。ただし、市長は、特別の理由があるときは、臨時にこれを変更することができる。

(閲覧所の休日)

第 4 条 閲覧所の休日は、次のとおりとする。ただし、書類の整理その他必要があるときは、臨時に閲覧所を休日とすることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
- (3) 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(閲覧の手続)

第 5 条 書類を閲覧しようとする者は、建築計画概要書等閲覧申込書（別記様式）に必要な事項を記入し、市長に提出しなければならない。

2 書類の閲覧は、無料とする。

(閲覧上の注意)

第6条 書類の閲覧は、閲覧所で行わなければならない。

2 書類の貸出しは、行わない。

(閲覧の停止又は禁止)

第7条 市長は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) この規程に違反し、又は係員の指示に従わないとき。

(2) 書類を汚損し、破損し、若しくは加筆し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規程は、平成22年3月21日から施行する。